

## 議案第62号

### 木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年木津川市条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

#### 提案理由

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）」が令和3年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に  
関する基準を定める条例（平成30年木津川市条例第18号）の一部を次のように改  
正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」と  
いう。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があ  
る場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定  
する管理者とすることができます。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護  
保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する」を削り、「第5条第1  
項」を「同条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第5条  
第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けて  
いる事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以  
下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、  
第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1  
項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である  
介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項にただし書を加える改

正規定は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第62号）

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略)  (管理者)	第1条～第4条 (略)  (管理者)
第5条 (略)  2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員 <u>（以下「主任介護支援専門員」という。）</u> でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u>	第5条 (略)  2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
第6条～第32条 (略)  附 則  1 (略)  (指定居宅介護支援事業所に置く管理者の特例)  2 <u>令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援</u>	第6条～第32条 (略)  附 則  1 (略)  (指定居宅介護支援事業所に置く管理者の特例)  2 <u>平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支</u>

専門員（主任介護支援専門員を除く。）  
を同条第1項に規定する管理者とする  
ことができる。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）について、第5条第2項」と、  
「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」と  
あるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。